

徳島県規則第十三号

徳島県立婦人保護施設しらぎく寮管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県立婦人保護施設しらぎく寮管理規則の一部を改正する規則

徳島県立婦人保護施設しらぎく寮管理規則（昭和三十九年徳島県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮管理規則

第一条中「徳島県立婦人保護施設しらぎく寮」を「徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮」に改める。

第二条の見出しを「（入所）」に改め、同条中「収容保護」を「入所」に改め、「ものとする」を削る。

第三条を次のように改める。

（自立支援等）

第三条 しらぎく寮の長（以下「寮長」という。）は、入所者が安定した日常生活を営めるよう、入所者の心身の状況及び意向に応じて、心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な支援、自立の促進のための生活（就労及び就学を含む。）に関する支援、日中活動の支援、居住支援等を行うものとする。

2 寮長は、入所者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童が一人の児童として尊重されるよう、当該児童への学習及び生活に関する支援を行うものとする。

第四条中「収容保護の廃止決定」を「退所の決定」に改める。

第五条中「入所者の規律、処遇方法」を「しらぎく寮における基本的な共同生活の考え方、支援方法」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（退所後の相談支援等）

第五条 寮長は、退所した者が安定し、かつ、自立した日常生活を営めるよう、退所後の相談支援等を行うものとする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。